○経済産業省告示第十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第百九十六号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十八年一月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

災害名	地域	指定の期間
平成二十七年台風十八号等による災害	茨城県	平成二十七年九月九日から平成二十八年四月二十四日まで
	常総市 坂東市 境町	
	栃木県	
	栃木市 鹿沼市 日光市	

○国土交通省告示第二百四十三号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書、同項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年一月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件

一　一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数

競走場名	年間開催日数	年間開催回数
桐生競走場	百九十四日	十二回
戸田競走場	百八十六日	二十四回
江戸川競走場	百八十日	二十四回
平和島競走場	百八十日	十二回
多摩川競走場	百八十日	二十四回
浜名湖競走場	二百日	十二回
蒲郡競走場	百九十二日	十二回
常滑競走場	二百五日	二十四回
津競走場	百九十二日	十二回
三国競走場	百八十六日	十二回
琵琶湖競走場	百八十六日	十二回
住之江競走場	百八十六日	二十四回
尼崎競走場	百八十六日	二十四回
鳴門競走場	百八十六日	二十四回
丸亀競走場	百九十八日	二十四回
児島競走場	百九十二日	二十四回
宮島競走場	百九十八日	十二回
徳山競走場	百九十二日	十二回
下関競走場	百六十八日	十二回
若松競走場	百九十二日	二十四回
芦屋競走場	百九十二日	十二回
福岡競走場	百九十二日	二十四回
唐津競走場	百九十二日	十二回
大村競走場	百九十八日	十二回

二　一施行者当たりの年間開催回数

施行者名	年間開催回数
みどり市	十二回
戸田競艇組合	十二回
埼玉県都市競艇組合	十二回
東京都六市競艇事業組合	十二回
東京都三市収益事業組合	十二回
府中市	十二回
青梅市	十二回
東京都四市競艇事業組合	十二回
浜名湖競艇企業団	十二回
蒲郡市	十二回
常滑市	十二回
半田市	十二回
津市	十二回
越前三国競艇企業団	十二回
滋賀県	十二回
大阪府都市競艇企業団	十二回
箕面市	十二回
尼崎市	十二回
伊丹市	十二回
鳴門市	十二回
松茂町ほか二町競艇事業組合	十二回
丸亀市	十二回
香川県中部広域競艇事業組合	十二回
倉敷市	十二回
備南競艇事業組合	十二回
宮島競艇施行組合	十二回
周南市	十二回
下関市	十二回
北九州市	十二回
中間市行橋市競艇組合	十二回
芦屋町	十二回
福岡市	十二回
福岡都市圏広域行政事業組合	十二回
唐津市	十二回
大村市	十二回

○国土交通省告示第二百四十四号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

本則の表利率欄中「〇・五パーセント」を「〇・四パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項、同表二の項、同表三のイ及びロの項並びに同表四の項利率欄中「〇・七パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十八年一月十四日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○環境省告示第九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十五日

環境大臣　大塚　珠代